

【紙申請】宅地建物取引業廃業届出書 チェックリスト

●提出方法

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課
提出部数	正本 1 通、副本 1 通	
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。（窓口で受付印を押印して返却します。）郵送の場合は、返信用封筒を同封。	

●必要書類

- ・廃業等届出書
- ・宅地建物取引業者免許返納届
- ・免許証原本（免許証を返納できない場合は、下記表の届出人の本人確認書類(写し) を提出）
- ・添付書類（下記表参照）

●添付書類

廃業の理由	廃業日	届出人	添付書類及び注意事項
1 合併による消滅（法人）	合併による解散日	代表する役員であった者	消滅した会社の閉鎖事項全部証明書（消滅日が載ったもの）
2 破産	届出日	破産管財人	破産管財人の証明書（破産開始手続日時時の載ったもの。裁判所が発行したもの。）
3 合併及び破産以外での解散（法人）	届出日	清算人	なし （法人の履歴事項全部証明書は添付不要）
4 宅建業の廃止（法人）	届出日	法人代表者	なし （代表者の変更があった場合でも法人の履歴事項全部証明書は添付不要）
5 宅建業の廃止（個人）	届出日	免許を受けた者	なし
6 死亡（個人）	死亡日	相続人	戸籍謄本（死亡及び相続人（配偶者・親子関係）が載ったもの）
委任状		○	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類		○	代理人の顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）

注 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

注 廃業届を提出した業者の取引士の方は、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書を提出。

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624